

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員 募集要領

農地等の権利移動・転用に係る許可、決定等及び農地等の利用の最適化の推進に取り組む農業委員会委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集します。

1 募集人数

(1) 農業委員 12名（認定農業者が過半とする。また中立委員を1名以上含む。）

(2) 推進委員 16名

①北部区域：6名（真名子・虫笠・上羽太・下羽太・中久保・南・柏野・赤淵・長坂・米・間の原地区）

②中部区域：3名（迫原・真船・折口・鶴生・熊倉・谷地中・西原・上折口原・下折口原・山下地区）

③南部区域：7名（川谷・由井ヶ原・芝原・一の又・上野原・原中・中島・稗返・赤坂・大清水・黒川・馬場坂・伯母沢・上新田・下新田・大平地区）

※農業委員と推進委員の兼務はできません。

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

3 身分及び報酬

西郷村の非常勤の特別公務員であり、西郷村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給します。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

(1) 農業委員の候補者になれる者

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、村内に住所を有する者。また、中立委員は農業委員会会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者。ただし、村内に住所を有しない者でも、村長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 推進委員の候補者になれる者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、村内に住所を有する者。ただし、村内に住所を有しない者でも、村長が認めた場合はこの限りではない。

(3) 農業委員・推進委員の候補者になれない者

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 職務内容等

	項 目	農業委員	推進委員
1	総会（※毎月開催）における法令業務の許可、決定等	○	-
2	総会（※毎月開催）に出席し、農地等利用の最適化の推進等について意見を述べる。	-	○
3	農地等の権利移動・転用許可等に係る現地調査等	○	○
4	日常業務の中での農地パトロール	○	○
5	農地利用状況調査（農地法第30条調査）	○	○
6	農地利用意向調査（農地法第32条調査）	○	○
7	農地等利用最適化推進指針の策定・変更	○	-
8	農地等利用最適化推進指針の策定・変更に関して、意見を述べる。	-	○
9	上記指針を踏まえた農地等利用最適化のための現場活動 ①担い手への農地利用の集積・集約化 ②耕作放棄地の発生防止・解消 ③新規農業者参入の推進 等	○	○
10	関係する研修会、説明会、話し合いの場等への参加	○	○

6 募集期間

令和8年4月3日（金）～令和8年4月30日（木）

（平日の午前8時30分から午後5時15分）※郵送の場合は、令和8年5月7日の消印有効

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項をご記入、押印のうえ、持参又は郵送により、西郷村農業委員会事務局まで提出してください。様式は西郷村農業委員会事務局に備えるほか、村のホームページからもダウンロードできます。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（1）農業委員用

- ・様式第1号 西郷村農業委員会委員推薦書（個人用）エクセル形式
- ・様式第2号 西郷村農業委員会委員推薦書（団体用）エクセル形式
- ・様式第3号 西郷村農業委員会委員応募書 エクセル形式

※記載例

- ・様式第1号 西郷村農業委員会委員推薦書（個人用）記入例 PDF形式
- ・様式第2号 西郷村農業委員会委員推薦書（団体用）記入例 PDF形式

- ・様式第3号 西郷村農業委員会委員応募書 記入例 PDF形式

(2) 推進委員用

- ・様式第1号 西郷村農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）エクセル形式
- ・様式第2号 西郷村農地利用最適化推進委員推薦書（団体用）エクセル形式
- ・様式第3号 西郷村農地利用最適化推進委員応募書 エクセル形式

※記載例

- ・様式第1号 西郷村農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）記入例 PDF形式
- ・様式第2号 西郷村農地利用最適化推進委員推薦書（団体用）記入例 PDF形式
- ・様式第3号 西郷村農地利用最適化推進委員応募書 記入例 PDF形式

8 公表

受付期間の中間及び終了時に、応募者及び被推薦者に関する事項（住所及び連絡先等を除く。）を、農業委員会等に関する法律施行規則第6条の定めにより、村ホームページにおいて公表します。

9 選考方法

候補者の選考について、農業委員にあつては村長、推進委員にあつては農業委員会が必要と認める場合には、選考委員会を開催し、候補者を選考します。選考結果については、5月上旬に通知します。

10 就任までの流れ

候補者選考後、農業委員は村議会の同意を得て、村長が任命します。推進委員は、農業委員会が委嘱します。